

# 付属資料



## 総合計画策定の経過

年 月	事 項	内 容
平成28年3月	総合計画策定に関する意識調査	ご自身の状況やまちづくりに対する意見・希望を把握するため、市内在住の満15歳以上の男女5,000人を対象にアンケートを実施。 回答数 2,371人 回答率 47.4%
平成28年2月 ～4月	～市長と語る地域の未来～市民懇談会	総合計画の見直しについて、その概要やスケジュールを説明するとともに、市政やまちづくりをテーマとした市民と市長による懇談会を市内10か所で実施。 延べ参加者数：630人
平成28年7月 ～8月	“10年後の将来像”募集	総合計画を市民と行政が共有するため、総合計画に掲げる松阪市の“10年後の将来像”を公募。同時に総合計画のサブタイトルについても公募。 応募数：10年後の将来像 23件 サブタイトル 16件
平成28年7月 ～8月	松阪市の未来を語る会	松阪市の“10年後の将来像”や、市民と行政が協働できることなどをテーマに、市民と市長による懇談会を市内16か所で実施。 延べ参加者数：684人
平成28年7月 ～10月	総合計画審議会	市内各種団体の代表者や公募市民など30人で構成。総合計画(案)について、計4回の審議を実施し、市長からの諮問に対する答申書を提出。
平成28年8月 ～9月	パブリックコメント	総合計画(中間案)に対する市民からの意見を広く募集するため、市役所や各地域振興局、松阪市ホームページ上でパブリックコメントを実施。 意見数：3人 20件
平成28年12月	議決	松阪市議会にて総合計画基本構想を原案どおり可決。

# 松阪市総合計画審議会

## 松阪市総合計画審議会条例

### (設置)

第1条 本市の総合計画に関し必要な事項について、市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申するため、松阪市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、総合計画決定の日までとする。

### (委員の代理)

第4条 委員に事故があるときは、その委員の職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は審議会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、経営企画部経営企画課において処理する。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日条例第15号抄)

### (施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月14日条例第3号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

# 付属資料

## 平成28年度 松阪市総合計画審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

役 職	選出団体・分野等	氏 名
会 長	学識経験者(中京大学大学院)	佐 藤 祐 司
副 会 長	元松阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会	中 北 直 子
委 員	公募委員	岩 男 安 展
"	松阪飯南森林組合	上 田 和 久
"	松阪市老人クラブ連合会	上 田 増 夫
"	松阪漁業協同組合	大 橋 純 郎
"	松阪公共職業安定所	片 岡 敏 明
"	松阪市自治会連合会	小 山 利 郎
"	公募委員	柴 田 實
"	連合三重松阪多気地域協議会	杉 坂 真奈巳
"	松阪市障害者団体連合会	世 古 佳 清
"	松阪認可保育園連盟	高 島 徹
"	松阪商工会議所	高 畑 明 弘
"	松阪市観光協会	竹 川 裕 久
"	松阪市社会福祉協議会	竹 田 和 代
"	公募委員	館 友 基
"	松阪市PTA連合会	殿 内 裕 哉
"	松阪人権擁護委員協議会	中 尾 悟
"	公募委員	中 西 優
"	松阪市環境パートナーシップ会議	中 村 文 恵
"	松阪市住民協議会活動推進委員会	中 山 一 男
"	松阪農業協同組合	西 原 久 雄
"	松阪国際交流協会	西 村 伸 久
"	松阪地区医師会	野 呂 純 一
"	特定非営利活動法人Mブリッジ	濱 田 昌 平
"	松阪警察署	藤 原 佳 明
"	公募委員	堀 口 裕 世
"	松阪市商店街連合会	宮 村 みどり
"	松阪青年会議所	森 井 数 馬
"	松阪市民生委員児童委員協議会連合会	山 口 泰 雄

## 松阪市総合計画（諮問）

16松経第000285号

平成28年7月22日

松阪市総合計画審議会会長 様

松阪市長 竹 上 真 人

### 松阪市総合計画について（諮問）

平成28年度を初年度とする新たな松阪市総合計画を策定するにあたり、松阪市総合計画審議会条例の第1条の規定に基づき、基本構想及び基本計画について貴審議会の意見を求めます。

## 松阪市総合計画（答申）

平成28年10月21日

松阪市長 竹上 真人 様

松阪市総合計画審議会  
会 長 佐 藤 祐 司

### 松阪市総合計画について（答申）

平成28年7月22日付け16松経第000285号にて諮問のあった松阪市総合計画(案)(以下、「本計画案」という。)について、市民の視点や専門的な視点から当審議会にて慎重に協議した結果、下記のとおり答申いたします。

#### 記

当審議会では、示された本計画案について、社会・産業構造の変化、現実の生活・仕事に密着した地域経済の状況、地域づくりへの市民意識の潮流などの様々な要因を考慮しながら、市民にとって安全安心で活力のある、そして将来の世代にとっても魅力あるまちを築いていくために必要なことを、松阪らしさとは何かを念頭に置いて審議を行ってきました。

その結果、本計画案は松阪市を取り巻く環境の変化等を踏まえ、10年後の将来像「ここに住んで良かった・・・みんな大好き松阪市」の実現に向けて取り組むべき主要施策がその数値目標とともに位置付けられており、おおむね妥当なものであると認められます。

なお、本計画案の審議の過程で出された意見を、次のとおり付します。

## 1. 計画策定の背景、経過について

### 1) 現状認識について

平成27年の国勢調査の結果によると、出生数の減少、大都市への転出を中心とした転出数の増加に伴う少子高齢化が、本市においてもさらに進行していることが明らかになりました。それを踏まえた人口減少に対する危機感、労働力や地域産業の構成の変化、税収の減少などを踏まえた市の財政見通し、及び5,000人を対象とした市民意識調査の結果に基づいた現状認識については、基本的に適切なものと認められます。

### 2) 策定にかかる経過について

今回の総合計画の策定は、平成27年10月の竹上市長就任に伴うものです。市長の公約を実現するための市政運営の方向性を早く市民に提示するために、これまでよりも短い策定期間でしたが、大規模な市民意識調査、平成28年7月から8月にかけて市長が地域に入って市民から総合計画についての意見を聴取する「松阪市の未来を語る会」の開催、パブリックコメントの実施、「10年後の将来像及びサブタイトルの募集」を行い、市民から幅広く意見・要望を聴取・集約してきました。特に当審議会においては、公募で選ばれた5名の市民と、各種団体を代表する25名の委員が細部にわたって積極的に意見を述べ、より良い松阪市の将来に向けて真摯に審議を重ねてきました。

以上の策定経過では、市民の参画を得る努力をしながら、当審議会における集中的な審議の中では、できる限り市民の声を本計画案に反映させるための細かな対応と工夫も見られ、市民と一緒に策定に取り組んできた姿勢を評価します。

## 2. 計画案について

- ・基本構想において、10年後の将来像の下、市長公約を実現するための政策を新たな「7つの柱」として体系化したことは、市民にも分かりやすく示されているものと評価します。また、施策に「中山間地域の振興」を単独施策に位置付けたことは、過疎地域を有する本市の地域特性を考えると、適切であると考えます。

- ・基本計画の各施策の「10年後のめざす姿」に「チャレンジ」として、数値による達成目標を設定したことは、これまでの総合計画にはない新しい試みです。数値化になじまない事項もあるものの、すべての施策に数値目標を設定したことは、市の取組姿勢を市民に向けて表明するものとして、また、職員の業務に対する指標としても適切なものであり、これらの点を高く評価します。
- ・10年後の将来像の実現に向けた今後のまちづくりにあたっては、市民の参画・協働はもとより、市民が自主的にできる取組も必要です。このことを、基本計画の各施策に「市民ができること」として簡潔に示したことは、市民の総合計画に対する参画意識の醸成につながるものとして評価します。
- ・本計画案の構成や文言・字句等の表現については、見やすく簡潔で分かりやすい表記になっており、より多くの市民に読んでもらえる計画書となるように配慮されたことを評価します。

### 3. 計画推進段階にあたっての留意事項

今後の計画の推進にあたっては、特に次の点に留意するよう求めます。

#### 1) 数値目標の達成の実現に向けた計画の進捗管理について

本計画で、「10年後のめざす姿」でのチャレンジや数値目標を定めたことは、施策の成果の具体的な可視化でもあり、めざす姿の実現に向けた達成度のチェックや評価に基づく、PDCAサイクルを通じた計画の改善へ道筋をつけたものと認められます。

このことから、計画の推進にあたっては、平成26年1月に現行の総合計画の審議を行った前審議会への答申にも要請されていた政策・施策の評価システムを導入し、目標値の達成度を計るなど、基本計画の継続的な進捗管理が必要です。計画の達成状況を市民に公開し、外部評価を得ることで、成果の検証及び計画の改善を行えるようにすることや、行政としての説明責任を果たすために、計画期間における進捗管理を着実に努められるよう求めます。



## 2) 実施計画段階での重点プロジェクトについて

本計画案に、各施策個別の重点目標を導入することによって施策の「選択と集中」を明示することや、本市のセールスポイントを明確化することによって、中長期的視点に立った市の戦略を示す計画とするよう望む意見がありました。しかし、本計画案は社会情勢など時代の流れによる市民ニーズの変化や多様化への確に対応するために、「重点プロジェクト」は年度毎に策定される実施計画の段階において決定するとされています。

そこで実施計画の策定にあたっては、市民等の意見・アイデアを生かす仕組の上に立案し、優先的に取り組む「重点プロジェクト」となる施策・事業を明確化されることを望みます。また、「重点プロジェクト」の選定に際しては、費用対効果を考慮し、潜在的な郷土の資源や魅力を生かした、松阪市ならではの特色に満ちたものにするとともに、策定から実行に至るまでスピード感を持って進められるよう求めます。

## 3) 住民協議会の「地域計画」の反映について

市が、市民と協働・連携して地域の特性に合ったまちづくりを進めるためには、地域住民が身近な地域課題を話し合い、解決するための組織である住民協議会との連携・役割分担を推進していくことは重要なことだと考えます。基本構想において、住民協議会が策定した「地域計画」を、行政計画と両輪の機能を果たすものであるとの認識を示していることから、地縁団体として地域課題を解決してきた実績のある自治会や他の地域団体等との連携も含め、住民協議会の役割やあるべき姿を市民に対して責任を持って分かりやすく説明する努力を不断に行うこと、及び住民協議会等の円滑な活動のための支援に努められることを求めます。

## 4) 部局間連携による計画の推進について

市民に「ここに住んで良かった」と思ってもらえるために、市民の満足度を高める行政サービスを提供できるよう、従来の縦割り行政ではなく、部局間の横の連携を充実させ、施策によっては部局を横断して取り組むプロジェクトを設置するなど、行政として柔軟性を持って対応できるよう、一層の連携強化や効率的・効果的な組織づくりに努められるよう求めます。

### 5) 意見等の計画への反映について

計画策定の過程において出された意見の中で、本計画案には反映できなかったものについても、今後の計画推進段階で可能となるものは、適時、反映に努めることや、市民からの意見や提案、参画による政策立案の機会を今後設けていくことを求めます。

以上、松阪市総合計画が策定された後は、従来以上に広報を行い、説明会等の機会を増やすなど、市民に広く伝わるようPRすることを求めます。また、市民みんなで共有し、将来像の実現に向けて、審議会の総意に十分配慮しながら各取組を的確に推進されることを切に願います。